

文教くらし委員会記録

開催日時 平成28年9月14日(水) 13:04~14:21

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

宮本 次郎 委員長

田中 惟允 副委員長

佐藤 光紀 委員

森山 賀文 委員

岡 史朗 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

新谷 絃一 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○宮本委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○佐藤委員 教育委員会に質疑が2点ありますが、その前に、午前中にありましたエネルギー政策推進特別委員会で話題に上がっていることがあり、先にこのことをくらし創造部、教育委員会に改めて教えていただきたいということで、確認します。

馬見丘陵公園の街路灯設置の予算がまちづくり推進局から出ています。グリーンニューディール基金で県負担はゼロ、国負担で全てするというので予算が組まれています。気になるところは、市町村に対する投げかけはエネルギー政策課がされたということですが、県所有の施設に関してほとんど報告が上がっていないという結果が出ています。

エネルギー政策推進特別委員会で、学校施設や広域防災拠点となっている県所有の施設で避難所になっている施設に関して、投げかけ、部署間の連絡はとっていたのかと質問をしたら、投げかけはしたという回答なのですが、実際上がってきているのが学校関係もゼロ件、まちづくり推進局以外はゼロ件となっていましたので、今回申請を出されなかった理由は何か、教えていただきたい。よろしくお願いいたします。

○吉田くらし創造部次長企画管理室長事務取扱 くらし創造部景観・環境局分についてお答えします。

エネルギー政策課からの照会は確かにありまして、その際の条件として、防災拠点や避難所となる公共施設での災害時のエネルギー確保を目的に、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の整備に対する照会でした。本部局の関連する施設等に榎原公苑等々の施設がありますけれども、防災拠点、避難所には該当していませんので、そういう意味で該当していないというものです。

○香河学校支援課長 グリーンニューディール基金事業については、教育委員会にも、本年、要望調査がありました。県立学校における避難所の設置状況は、ことし8月1日の時点で高校33校のうち31校、特別支援学校10校のうち9校が市町村の指定を受けている状況です。体育館を中心にグラウンドが指定されています。

これら学校施設の整備に当たりましては、まずは学校が本来果たすべき役割を果たしていくために、教育施設としての整備を第一に考えてこれまで取り組みを進めてきたところでは、今回は避難所としての整備で、避難所の運営主体が市町村であるということもあり、整備に係る要望については、今回は見送らせていただいたところです。避難所としての学校施設の果たす役割は大きいものがありますので、県の防災部局等とも連携、協力をして、学校施設の防災機能の強化について取り組んでいきたいと考えます。

○佐藤委員 今後計画を進めていく中で、優先順位があるということで、私はエネルギー政策推進特別委員会にも所属していますので、今後に生かしていきたいと思えます。

では、質疑に入りますが、熱中症対策です。8月16日大瀬中学校で一年生の男子生徒が熱中症で倒れ、搬送先の病院で病状が悪化し、転送された上で腎不全にて翌日に亡くなっています。男子生徒が活動していた時間は午前8時から9時、気温は29.9度、湿度は69%、救急車は8分で到着し、生駒市立徳洲会病院に搬送され、その後容体が悪化、近大附属病院に運ばれて亡くなっている事象です。この件に関して、大瀬中学校は生駒市にあり、地元選出県議会議員として非常に残念に思っています。

さらに残念なのは、ここが本題になってきますが、2週間前に本委員会で熱中症対策について触れており、そのときの答弁を申し上げますと、5月に注意喚起の通知文を1通、7月に2通、各学校の全教職員が意識の高揚と予防に対する共通理解をすることを職員会、講習会を通して周知徹底するように通知文を送付していると。もう一つは、県立学校であれば教頭、市町村であれば健康教育担当者を集めて健康教育担当者連絡協議会を例年行い、この旨の周知徹底をしていると答弁いただきましたけれども、この件について、教育長として、行政責任をどう捉えておられますか、簡単にお答えいただけませんかでしょうか。

○吉田教育長 子どもが運動部活動に取り組む動機というのは、目的はさまざまであると思っています。スポーツが好きである、心や体を鍛えるため、仲間づくりのため、高学年になればなるほど大会で優勝したい、そのような思いも強く持つことはあろうかと思えます。ただ、教員である指導者が勝つこと以外は価値がないというような考えを持つ、そして、この考えは誤った考えであると思っており、そのために個々の生徒に対する配慮に欠いた厳しい全体練習を課すことは、問題があると思っています。

中学校や高校での運動部活動は、特に、子どもの長い人生において財産となるように指導を当然心がけるべきであり、不適切な指導によって子どもが命を落とすということは、絶対にあってはならないことです。再三にわたり県から通知もしましたが、学校現場の末端にまでどのような指導が行われているかは調査をしっかりとすべきであろうと考えています。

設置者である生駒市の問題ではなくて、県全体の問題であると認識すべきと思っており、今後、過去10年間の熱中症を含めたスポーツによる中高校生の重大な事故がどのように起こったのかをしっかりと検証しながら、このような事故が二度と起きないように再発防止に取り組むべきだと考えています。

○佐藤委員 市の教育委員会の管轄ではありますが、当事者意識を持って県全体の問題であると捉えていただいても間違いではないと思います。

少し気がかりなことが何点もありまして、今回30分以上グラウンドを走って、そして倒れて亡くなっていると。30分という一つの目安が、文部科学省の一つの指針として30分に1回給水時間を設けてという基準がありますけれども、小学校、中学校、高校、それぞれ子どもたちの体格や成長率も違いますし、一律30分を目安にということですが、30分でいいという反対に誤った認識がないかと危惧感を持っていますが、その点はいかがでしょう。これは担当者でも構いませんので、よろしく願います。

○吉田保健体育課長 日本スポーツ振興センター、日本体育協会から出しているものの中に、高温下で激しいスポーツをするときには15分から30分に1回程度の給水が望ましいというある程度の目安が出ています。ただ、これについては、委員がお述べのとおり、全体的な基準であるというものではありません。当然、その日の気温、湿度、そのときに行っている練習内容、そして子どもたちの様子を指導者がしっかり把握して、それを基準として適時とるように指導者のほうで判断するべきものであると考えています。

○佐藤委員 あくまで一つの目安であって、必要であるならば、15分といわずに、10分でも必要だと判断しなければいけないときもあるかと思えます。

もう1点、教職員に対して通知文を出して教育するという話をされていますが、これは概念の盲点で、第一に我々ここにいる大体のメンバーは誤った指導環境のもとで来ているのです。うがいはオーケーだけれども飲んではいけない、先輩よりも先に休憩してはいけないなどと、概念的なものを我々は当たり前のように受けてきたのです。先生に言われたり、先輩に言われたり、周りもそうしているという環境の中で、今のやり方としては、指導としては明らかに間違った環境の中でほぼ全員それを経験しているかと思うのです。その中で、何人かの話も聞きますと、小学校の場合上級生は下級生を守るという概念がある程度根づいているかと思えますが、中学生になった瞬間に先輩後輩の関係ができて、高校に至ってはより強力な先輩後輩の関係ができるといったところで子どもたちの概念が我々の影響を受け継いでいる可能性もあるという話も実際に聞きます。先輩が走っているのに自分だけ休みをとるわけにはいかない、頑張ってしまう、そういったところはどうフォローされているのかお聞かせいただけますか。

○吉田保健体育課長 確かに委員がお述べのように、我々が生徒、学生時代のときは、水分補給はするなという根性論がまかり通っていた時代でした。現在においては、現場でどの程度科学的根拠に基づいたトレーニングが行われているのかについては今後実態調査等を待たなければならないですが、県教育委員会としては、数年前にあった大阪市立高等学校における体罰事象等も受けて、運動部活動の適切な指導のあり方について研修会等を行っています。具体的には、例年部活動指導者、外部指導者を含めた方たちを県立教育研究所にお集まりいただき本年度であれば熱中症の予防対策のあり方を、かなり深く突っ込んだ研修をしました。根性論ではなくて、科学的根拠に基づいた適切なトレーニング、具体的に申し上げますと、個々人の発育発達に応じたトレーニングを課すようにという話もそういう中々でしている状況です。

○佐藤委員 今回の回答の中でもいろいろありましたけれども、教職員に対しての周知徹底は努力していただいているかと思いますが、生徒間の心情などの行動心理学といったところもフォローしてあげないと、全てを教職員が見るというのも限界があると思います。先輩が後輩を見る、少し顔色がおかしくないか、休んだほうがいいのかという雰囲気をつくっていかないと、流れにのまれるということもあるかと思いますが、そういった注意点があるかと思います。

実際に内容的に入っていくと、いろいろ通達や講習会など言われていますが、お聞きしたいのがWBGTについて、一つの目安が出ていると思うのですが、講習の中などに生かしていただいているのでしょうか。

○吉田保健体育課長 日本体育協会が示しているWBGTについては、保健体育課で毎年、学校体育必携という冊子を作成しています。その中には、学習指導要領の内容解説や学習指導要領に基づいた適切な指導のあり方や過去の重要な通知文の掲載、熱中症対応マニュアルも載せているところです。例年5月、ことしは5月11日に県立教育研究所に私立も含めて県内全ての学校の体育主任の先生方を集めて、配付し、各担当指導主事から説明をしています。その中にWBGTについての説明も入っています。

○佐藤委員 基本的には、担当責任者には指導していただいていると、ただ、この概念が広く普及されていないのです。例えば、先ほど申し上げた危険度というあらわし方の相関表ですが、奈良県としては独自の考え方を持たなければいけないと思っており、どこからそう思っているかという、その相関表にあるのです。WBGTは、当時、大瀬中学校で例えるとしたら、気温が30度で、湿度がほぼ70%として考えて、では気温が30度で、湿度が35%から40%であるならば、危険度はどれぐらいはね上がるかという話なのです。実は2段階上がるのです。要は、無警戒であるのが警戒いきなり上がって、注意であるのが嚴重警戒にはね上がります。警戒であれば、最高レベルの危険域ということで、奈良県は盆地に位置しますので、ほかの都道府県と比べても湿度が特に高く、熱中症は発汗機能が著しく低下したときに発生すると言われてしますので、汗が乾燥しない、汗をかきにくい環境であるとするならば、奈良県の特に北部は危険地帯であるという認識が必要と思うのですが、教育長はどうお考えでしょうか。

○吉田教育長 WBGTについて、勉強不足で、今の内容を完全に把握していない状況ですが、委員がおっしゃいました気温、湿度が上がることによって危険度が2段階上がったたりする、これが奈良県特有なものであるということは、確かにそのような認識は現

場での感覚は薄い、あるいはない可能性はあると思います。私も部活動の指導をやってきましたけれども、今おっしゃっていただいたような知識は当時持たずにやっていたように思いますので、やはり科学的な知識もしっかり部活動の指導者には伝えていくという作業は非常に大切であると思います。例えば、熱中症になって体温が40度を超えると、30分以上たつと脳の機能不全、内臓の機能不全が起こるという知識も私はかつて持たずに指導していました。熱中症にはならない対応は必要ですけれども、万が一なったときに体温をはかるということも非常に大切なことですので、今おっしゃっていただいたことも含めしっかり教職員に伝えたいと思います。

○佐藤委員 言いにくいことを答えていただいております。

保健体育課長に聞けば、多分答えられると思います。ただ、一般的にそこに従事する、部活動の先生にまで広まっているのかどうか、生徒にも広まっているのか。奈良県という湿度が高い、そうすると気温よりも湿度で、今までの指導環境からすると湿度はあまり関係がなかったのです。気温ばかり気にしているという傾向がありますので、湿度の関係、輻射熱も踏まえて考えていかなければいけないと、一つの基準が出ていますので、ぜひ活用していただきたいと考えます。

もう1点は、奈良北高校の自殺の件について、昨年12月に発生して、現在調査委員会が8回開かれて、結果は年内に出る見込みということで、重大事件が発生していると認識をしています。事実上、いじめの根絶は難しいと思います。都度の対処に対応しなければいけないと、現場からは大変だという声も届いていますが、最近のいじめはわかりにくくなっていますので、これはいじめだ、これはいじめではないという見解も時として分かれることも多々あります。先ほど申し上げたように、教職員の業務のオーバーフローも重大な問題になっているかと思いますが、現状の対処について、実施状況と課題について、今後まず課題抽出と実施状況、今の実態の差異が特に大きくあらわれている件で構いませんのでお答えいただけますか、担当課長からでも構いません。

○春田生徒指導支援室長 奈良北高校の件については、今調査委員会で調査をしている状況です。

いじめについては、いじめ防止対策推進法の中で本人がいじめであると訴えてきたものについてはいじめとして調査をすることになっています。今、平成27年度の問題行動調査の集計が終わり、文部科学省に提出している状況ですが、できるだけ多く見つけることが一番です。次に、解消率を上げていくということで、現場にお願いしているところです。

傾向としては、平成27年度は少しふえるという感じですがけれども、まだ結果が出ていませんので、詳しくはお話しできません。ただ、一番問題になりますのは、いじめの認知件数がゼロという学校がありまして、そこについては再調査をかけてしっかりと見つけ出す、もしくは見つけられているのかという確認をしている状況です。

○佐藤委員 確かに非常に見つけづらくなっているのが現状の最大の課題なのかもしれません。

そこで、注目している県の取り組みとして、不登校の児童支援における大学生ボランティアの活躍を、県が音頭をとられて、県で募集をして小学校に派遣されているということですが、この状況を説明いただけますか。

○春田生徒指導支援室長 大学生ボランティアについて、多様な不安や悩みを抱える児童生徒に対して個別の状況に応じた支援を強化するために、本年度よりスクールカウンセラーや教員を志す大学生をボランティアとして小学校に派遣をしています。30校に60人派遣する予定ですが、現在のところ18校に19人派遣しています。週に2日、1日4時間で派遣しており、スクールカウンセラーと違い、小学校の子どもたちは話しやすい方々にいろいろな相談をかけてまいりますので、子どもたちの話し相手、遊び相手になったり、別室での学習や活動の補助を行ったり、教室に入りづらい児童生徒とともに教室に入り込むという中で、教員とはまた違う目線で子どもたちと接していただいて、いじめも含めたさまざまな相談に乗っているというところです。

○佐藤委員 現時点、小学校で実施ということですが、今後、中学校、高校という展開性を教えていただけますか。

○春田生徒指導支援室長 ことし1年間の小学校の経緯を見まして、中学校にも広めていきたいという計画を持っていますが、公立中学校は全校にスクールカウンセラーを配置していますので、そこの兼ね合いも含めて今後検討してまいりたいと考えています。

○佐藤委員 先ほどから申し上げている重大事例として熱中症で1件、いじめはまだ調査中ということですが、自殺が1件出てしまっており、重大事故だという認識で間違いないと思うのです。ハインリッヒの法則をご存じかと思いますが、1件重大案件が出るということは29件の軽微な事故が発生していると、そしてここで言うならば300人の困って悩んでいる生徒たちがいると考えられます。そう考えると、高校で重大事故の自殺が発生しているということは、予備軍的な、悩まれている方々がおられると考えたとしても過言ではないかと思えます。

先ほど説明のあった学生ボランティアは、先生や学校側の立場とは少し違う観点で聞いていく、今本当にわかりにくくて、先生、保護者、PTA関係者、教育委員会の方々に話をしてしまうと学校内で広まってしまうのではないかとということで、知られることを嫌がったりなどという環境もあるかと思います。そういう子どもたちの話も耳にしています。そう考えるとしたら、学生ボランティアは大変いいと思います。昔から学校には教育実習生が来ていましたが、教室が和んだり、先生に言えないことを相談したりなど、教育関係で来られているのですけれども、やはり年齢も近かったりということで話しやすさというのは非常に大切だと思います。これから中学校に発展していくという話がある中で、高校はスクールカウンセラーがおられるということで、そこの兼ね合いと言われましたけれども、ぜひとも進めていただきたいと考えています。

今、小学校に学生ボランティアを実際に派遣されていると思いますが、OJTなど学校の受け入れ体制をお聞かせいただけますか。

○春田生徒指導支援室長 小学校に大学生ボランティアを受け入れたいという学校も30校そろってきており、手を挙げている学生も50名ほどいるのですが、学生ですので授業時間数や、ゼミの前半の時間と重なって、学校側のニーズと行く時間がなかなか合わないところがありまして、今マッチングコーディネーターを週2日県に来ていただいている、学生と学校と、大学を含めてコーディネートしていただいている状況です。入っている学校については助かっている、いろいろな形で助けていただいているというご意見もいただいていますので、後期になりますと大学生も少し時間に余裕がでてくると聞いていますので、もう少し手厚く動かしていきたいと考えています。

○佐藤委員 OJTについてはお答えいただいていませんので、もう一回確認をしますけれども、学校に行ったら何をやってもらうという指導をしてからきちんと送り出さないと、学校でOJTをして当たってもらうということになると学校側も少し大変ではないかと。基本的なところは、あくまでボランティアですので、行政責任を考えるなら、協動的取り組みを主体とし逸脱しないように指導する必要もあるかと思いますが、その点を教えてください。

○春田生徒指導支援室長 全ての学校にそれぞれ違う状況がありますので、先に県の指導主事を学校に派遣して、どの学年のどのクラスで対応いただきたいかという実態等も含めて、必ず事前研修を行ってから学校に入れるようにしていますので、途中で大学生から悩みが出てきたり、対応方法に困ったときには、すぐに指導主事を派遣するという対応

をしています。

○佐藤委員 頑張っていたきたいと思います。

ある意味で、どこまでやったとしてもこういう事象は起こり得ると思います。特に、奈良県で自殺、事故で亡くなられた方が2人おられる中で、お二人とも生駒市の方でして、非常に残念に思っています。そこから学び取れる教訓など、次にそういった事象があれば、ハインリッヒの法則を思い出していただいて、既に29件の事故が軽度といえど起こっているという意識を持って事に当たっていただいて間違いはないと思いますので、今後も活動、展開をしていただきたいと思います。以上です。

○阪口委員 4点質問があります。1点目は、佐藤委員からも質問がありましたが、私も何回か熱中症対策等の発言をして、こういう事故があったということで、未然に防げなかったのかという気持ちでいっぱいです。

今後、9月等には運動会、体育大会等行事があります。6月でも9月でも非常に暑い時期が出てきますので、炎天下での熱中症も考えてテントを設置する、暑くなれば行事時間を短縮するなど、県教育委員会の考えをお聞きしたい。

今後、高温注意情報等が出てくると思います。私が教師をしていたとき光化学スモッグ警報がよく出まして、そのときは学校間の連絡があるのです。教頭が警報が出たらグラウンドへ行って、赤い旗を立てて注意喚起を促したと。国も、政府広報オンラインを見ますと、熱中症、高温注意情報の喚起のために7月は熱中症予防強化月間としています。今後、高温注意情報等が出てきますので、県教育委員会としてそういうときにどのような考えを持っておられるのかお聞きします。

○吉田保健体育課長 生駒市立大瀬中学校の件を受けまして、先ほど教育長が申し上げましたように、県教育委員会としても非常に重く受けとめているところです。まずは、現在、生駒市では聞き取り調査を行いまして基本調査を終えたところであり、これから第三者委員会を立ち上げて詳細調査に入っていくという報告を受けています。

県教育委員会としては、これまで通知文、さまざまな研修会等で熱中症の防止について研修等をしてきたわけですがけれども、部活動を担っている全ての先生方にどの程度まで浸透していたのかという状況を把握するために、現在調査をかけているところです。例えば、熱中症に係る教職員研修を各学校単位で実施しているかどうか、その内容や各学校に備えている設備として温度計などの器具を活動場所に設置しているかどうか、子どもたちへの指導内容はどのように行っているのかを総合的に調査をかけています。先ほど教育長から

の答弁にもありましたように、熱中症だけではなく、過去10年間の県内公立学校の学校管理下で発生した体育、スポーツ活動中の重大事故、具体的には独立行政法人日本スポーツ振興センターの障害見舞金が給付された事案について、状況を把握する調査を現在各市町村教育委員会に対して実施しているところです。今後は、これらの調査結果を集約するとともに、スポーツドクターや有識者等から成る委員会等を立ち上げまして、体育、スポーツ活動中の事故防止に向けて万全の取り組みを進めていく予定をしています。

それから、もう1点、高温注意情報の件ですけれども、現在これについての連絡網は存在していません。気象状況については、光化学スモッグ、PM2.5については県の環境政策課から情報を受けまして、ファクスで各市町村教育委員会、各県立学校に送るシステムがありますけれども、高温注意情報については現在のところはないのが現状です。今後、事故防止のためにも、これについても検討していきたいと考えています。

○阪口委員 2点目の質問に入ります。今回の部活動での事故の件とは別に、部活動は教師の負担です。部活動の免許というものはそもそもないわけで、専門外の場合でも指導しなければいけないという側面もあると思います。部活動をやり過ぎることで生徒に与える身体への影響等もあります。部活動としてどういう位置づけをするのかという県としての指針等があればお聞かせ願いたい。

○吉田保健体育課長 中学校、高等学校の学習指導要領の総則においては、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資すると、学校教育の一環としての位置づけが明確になっているところです。これを受けまして、県でも当然学習指導要領の総則にのっとった指導を各学校にしている次第です。

委員がお述べのような、方針というもので大々的に掲げているものではありませんが、部活動が生徒個人にとって、いま申し上げました目的等が達成できるものに適切に行われるよう、県教育委員会としてはさまざまな機会を通じて発信しており、今後も特に部活動の担当者を集めての研修会等でこのことについて周知徹底していきたいと考えています。

○阪口委員 3点目の質問に入ります。

9月、10月は運動会、体育大会が多いかと思います。本県としては、3月22日に運動会、体育大会の情報交換を持たれて、4月18日、組み体操についての指針を出されたかと思います。組み体操が授業の発展的な内容の範囲を逸脱して、完成させるのに時間を要し、学習指導要領にそぐわないと、不適切だという通達を出されたかと思います。そのこと

については適切な対応で、評価しています。

しかし、実施状況等を見ましたら、高校での実施は平成27年度6校で11%。小学校が190校で91%組み体操を実施しており、中学校が36校で31%実施している。県の通達が高校ではきっちり禁止ということで徹底されていると思いますが、各市町村においてはその通達の趣旨がきっちり周知徹底されなければいけないと思うのです。それは、先般の熱中症とも同じだと思います。私の知る限りでは、組み体操の事故も、全国で年間8,000件を上回っていると。死亡事故も、県教育委員会からいただいた文書で、昭和50年に小学校で頭部打撲で死亡、昭和46年には中学校で腎不全で死亡、昭和51年は脳内出血で死亡と、何件も死亡事故等があるわけです。そういうことも踏まえて、本県でも事故があつて、通達を出された。県教育委員会の方針が各市町村に徹底されれば、9月、10月も事故等は少ないだろうと思うので、その徹底をどう期されているのかを再度聞いておきたいと思います。

○吉田保健体育課長 4月18日付で組み体操の基本的な県教育委員会としての考え方を、先ほど委員から述べていただきましたような形で、県立学校及び各市町村教育委員会の教育長宛てに県教育長名で通知をしたところです。この趣旨については、先ほども熱中症の答弁で申し上げましたけれども、5月11日に県立教育研究所で行われました学校体育の担当者会議で通知文の趣旨等を説明しています。また、6月1日に各市町村の教育委員長、教育長が全員集まれる会議の場で通知文をお配りして、県教育委員会としての考え方について説明をしたところです。

本年度の実施状況については、体育大会が終わったところに調査を実施する予定をしていますが、昨年度調査で本年度の予定を聞いたところ、昨年度実施が小学校では、委員がお述べになったように、91.4%であったものが本年度は44%予定していると、中学校では31.3%であったものが14%予定をしているということで、昨年度末の回答をいただいています。

今後9月に入りましても暑い日が続きますので、9月5日に、熱中症の防止として予防はもちろんのこと、体育的行事、特に組み体操を実施するに当たっては、十分にその目的、意義、事故防止対策等について、確実にされることを市町村教育委員会と連携をとって進めていただきたいという通知を出しています。練習中等において危ない場面があった場合には、直ちに取りやめるようにということも申しています。

○阪口委員 組み体操については校舎2階ぐらいまでの高さになって、八尾市では事故が

起こっていて、組み体操は低くなくても事故が起こる傾向があります。3月22日の情報交換会の文書を見ましたが、保護者や地域の期待が大きいです。かといって、自分の子どもが事故等で死亡したときに本当にどう思うのかということが出てくると思います。低くても相手が足を持っていたりすると、離せなかったら大きな事故が起こるわけです。

このようなことを言いますのは、体育の教師をしていて、東大阪市のある中学校で組み体操の実施もしたことがあるからです。14クラスあり、運動会の主催者でもありましたので私が組み体操の指揮をするわけですが、14クラスもあるとどうなっているのかわからないのです。健康調査といっても14クラス一斉にやるわけですから。かつてはその学校も小規模で組み体操をやっていたと思うのですが、私が行ったときもなかなかやめられなくて、実際は次の年、これは危険だと思って体育の教師がやめましたけれども、やめられないという状況もあるので、それで続けていって事故が起こると大変ですので、保護者の要求があっても、事故等の対策が一番だと思います。そういうことも申し上げておきたい。

最後の質問は、学校徴収金の基本的な考え方についてです。中学校は義務教育ですが、高等学校においても、制服、修学旅行、アルバム、冷房設備設置の費用など結構かさむと。年間どれくらい要るのか、わかれば教えていただきたいということと、経費の保護者負担の軽減に向けて県としてどういう考えを持っておられるかお聞かせください。

○深田学校教育課長 申しわけございません。今、経費等について具体的に幾らという資料は持ち合わせていません。委員がお述べのように、高等学校においても、制服についていろいろところで値段が一律ではありません。地域によって値段の差があるようにも聞いています。修学旅行についても、行き場所によって額が違うということです。資料をそろえまして、お知らせしたいと思います。

○阪口委員 東京都の場合はどれぐらいかということは、インターネットで調べてわかります。県に調査して統計を出してくれというのも大変だと思いますので、そういうことは求めません。

お聞きしたいのは、例を挙げて言うと、修学旅行の場合、安いからいいとは言えないと思うのですが、行く場所や食事内容、学校がどういうものを求めているのかなど、高校生の場合、一般的に修学旅行費がどれぐらいかがわかればお聞きしたいと。

以前は見積もり等をとらなかったのですが、複数見積もりをとって、その中から業者選定をしていき、公平性を担保してできるだけ生徒の負担を減らすという観点で修学旅行等

の業者の選定、コース等を決めていると思いますので、その実情をお聞きしたい。

○春田生徒指導支援室長 県教育委員会では、県立の中・高等学校及び特別支援学校が修学旅行を計画、実施する場合、県立学校修学旅行実施基準に基づいて計画、実施するよう通知しています。修学旅行の経費については、全ての学校について消費税別で8万円以内、海外修学旅行の場合には別途県と相談することになっています。平成27年度の県立高等学校全日制的の場合、経費については平均で平成26年度より1,100円下がりました。税込みの価格で7万5,405円でした。修学旅行実施に当たっては、これまでも教育的意義や安全の確保、所要経費や旅行業者の選定などさまざまな観点から、綿密に計画するように指導しています。特に家庭の経済状況が厳しい生徒へも配慮する必要があることから、経費削減についても指導しているところです。

業者選定方法ですけれども、全日制は31校ありますが、29校が入札を行っています。2社から6社の間で、見積もり合わせが2校あります。これも先ほど委員からお述べいただきましたように、安ければいいというのではなく、宿舍や食事、交通の安全性等も含めて、確かめ、信頼性も含めて2校については見積もり合わせをしているということで、必ず2社以上で入札や見積もり合わせをしているという状況です。

○岡委員 先ほど説明いただきましたが、提出予定議案の概要の中でありました文化財活用推進事業で1,655万円の補正予算が上がっていますけれども、ここに書いている内容でほぼどのようなことをするかは推測できますが、もう少し具体的にどのようなものが把握されているのか、今後どのようなことが推測されるのか、今年度この補正予算限りになるのか、引き続き継続し、予算も組みながら進めていく事業になるのか、見通しもあわせてお尋ねします。

○尾登文化財保存課長 文化財活用推進事業について、今お尋ねの点について個別に申し上げます。県内には国宝、重要文化財、たくさんの仏像がありますけれども、未指定となっている仏像がかなりあると推測していますので、市町村で既に調査をされている場合もありますが、カルテと言っていますのは、どれぐらいの仏像が今後修理をする必要があるのかという点についての基礎的データがまだありませんので、その辺を明らかにしたいというものです。基本的には、国際芸術家村ができる際、文化財の修復センターという構想があり、当然そこで修復ということです。例えば仏像の修復がどれぐらいできるのかについての基礎データがありませんので、単年度ではなく、5年間ぐらいかけてじっくりと調査したいと考えています。

復元模型などについては、文化財の保存、保護に努めているわけですが、保護の仕方も時代によって変わっていくものですので、最新の画像技術、印刷技術等を活用した復元などがあります。その辺についてどうできるのかがまだ十分できていませんので、例えば立体的なものという形で復元する場合にはそのためのデータが必要ですが、そういったものの蓄積がありませんので、これから5年かけてやっていきたいと考えています。

これまでに既に県内のいろいろなところで重要遺構が発見されています。現在、データとして持っていますのは、桜井市の茶臼山古墳、御所市の中西遺跡の縄文のもりなどについてはある程度のデータがありますので、今後データを使えば、コンピューターグラフィックなどで復元することができるのではないかと進めていきたいというものです。

深刻な後継者不足と言っていますが、本年度は先ほど教育長が説明しましたが、カヤぶきの技術について映像化をしていきたいと考えています。今後そのほかの分野もありますので、そういったものを継続して、国際芸術家村がオープンするまでに基礎的なものをきちんと調べた上で、国際芸術家村で展開できるようにしたいというもので、開村までの間ずっとその準備を進めていきたいと考えています。

○岡委員 1点だけ重ねてお尋ねします。教育委員会として把握している文化遺跡の中で、重要文化財として指定をしていきたいと思っているものは現在あるのかどうか、いろいろとあるので難しい質問かもしれませんが、あるのかないのかも含めて、あればどんなものが何カ所ぐらいあるのか、わかれば教えてください。

○尾登文化財保存課長 国の指定等については、文化庁で指定をしていきますので、こういった形で指定されるかについては県でわかりかねる部分は当然あります。

県の指定をどうしているかについては、毎年県の文化財保護審議会で県指定の候補を上げて、審議会に諮問した上で県指定を決めるという形です。実はあす審議会をしますけれども、9件諮問をする予定ですので、着実に県指定をしていきたいと考えています。

○岡委員 言うまでもなく、奈良県は文化財の宝庫でして、恐らく世紀の発見がまだこれからはあり得る可能性がある。できるだけ積極的にそういうものを見つけて、発掘や今のよう保存の体制をしっかりやってもらいたい。そして、発見される前、保存される前に壊されることのないように、国際芸術家村の機会にもう一度文化財の指定も含め、引き続き積極的な対応をお願いして、質問を終わります。

○新谷委員 先ほど、教育長から奈良県の文化財の掘り起こし等について、文化財の指定

推進事業として提案されました。

山添村広瀬で与力制度というものがまだ残っています。当時、西方寺で快慶作の阿弥陀如来立像を調査してもらい、それをニューヨーク展に出すから国宝にするという提案があったのです。与力制度の5軒がそれを管理しており、広瀬集落に諮ったら、守り神のようなものを国宝であろうと、出す必要がないという返事が返ってきた。先ほど教育長から説明がありましたので、答えを出してもらえればありがたいのですけれども、国宝として、奈良県として、調査並びにということで出ています。「9月定例県議会提出予定議案の概要」5ページで指定文化財である仏像に係るデータ収集及びカルテの作成と書いてあり、説明がありましたので、快慶作の阿弥陀如来立像を提案させてもらって、今度なるかならないかは別にして国宝にしてほしいです。そういう方向づけができれば、教育長、尽力してください。提案と同時に、お考えがあればお聞かせください、よろしくお願ひします。

○尾登文化財保存課長 委員がお述べの山添村の西方寺の仏像については、立派なものであると認識しています。過日も文化庁の職員が現在の状況について見させていただいたと聞いています。

○新谷委員 立派に保存していますので。

○尾登文化財保存課長 国宝にするかどうかという点については、文化庁が一元的にやっていますので、立派な仏像であるということについては、文化庁にもそういった形の申し出はしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○新谷委員 文化財保存課長からいいお答えがあったと思いますので、どうぞ国宝になるような方向づけをしてもらうように、教育長、特によろしくお願ひします。

○宮本委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして本日の委員会を終わります。